

令和 6 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 4 月 23 日

担当部・課：建設部住宅課〔内線 5 5 5 5〕

① 件 名	配偶者暴力防止等法の改正及び困難女性支援法の施行に伴う市営住宅条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 令和 6 年 4 月 1 日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）の一部が改正され、保護命令制度の拡充に伴う条項整理が行われた。 また、同日、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）が施行され、婦人保護施設等の名称が変更された。</p> <p>【目的】 配偶者暴力防止等法の改正及び困難女性支援法の施行に伴い、市営住宅への単身入居要件に関する引用条文の整理及び文言整理が必要となることから、石巻市営住宅条例の一部を改正するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市営住宅条例（平成 17 年石巻市条例第 273 号） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有〕・無】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 3 安全安心な公営住宅を提供する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和 6 年 4 月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和 6 年 4 月 1 日） 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（令和 6 年 4 月 1 日国土交通省住宅局長通知）
⑤ 主な内容	配偶者暴力防止等法の条項の新設及び困難女性支援法の施行により婦人保護施設等の名称変更に伴い、石巻市営住宅条例における引用条文及び文言の整理を行うもの（別紙のとおり）。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 石巻市営住宅条例の改正により、適正な運用が図られる（単身入居についての取扱いは、条例の改正前後で変わらない）。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	石巻市営住宅条例の一部改正の専決処分（令和 6 年 4 月 1 日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。
⑨ その他	